

令和8年度 前立腺がん検診実施要領

1. 検診期間

2026年（令和8年）6月1日～10月31日

2. 対象者

藤沢市に住民登録があり、今年度内に50歳以上になる男性
（昭和52年3月31日以前に生まれた方）

ただし、すでに治療中の方や、前年度以前の検診で高い数値が出る等の理由により経過観察中の方は、本検診の対象外です。

3. 検診の間隔

同一の対象者が受診できる回数は、年度内1回とします。

4. 受診券

- (1) 対象者には、切り取り型の受診券、受診案内、指定医療機関一覧を送付します。各様式は別冊のとおりです。健康診査の対象者には、健康診査票と健康診査のご案内も同封しています。（5月下旬発送予定）
- (2) 受診券について
受診を希望するがん検診の受診券を切り取って回収してください。
未受診のがん検診がある場合は、他の医療機関で受診する場合がありますので、必ず受診者へ受診券をお返しください。
- (3) 5月下旬の発送時期以降に受診券が届いていない場合や、紛失・破損した場合は、受診者本人が健康づくり課に連絡のうえ、対象者であると確認した場合随時発行しますので、受診券の発行を担当課に依頼するよう、受診者に指導してください（受診者番号の電話での回答はいたしません）。
- (4) 受診券を再発行した場合は、受診券に「再発行」と記載され、受診者番号が15桁で記載されています（初回発行時は9桁）。市でも受診券の再発行に際し、受診歴の確認を行いますが、システムのデータ反映に3ヶ月程度を要することから、各医療機関におきましても、当該年度内に検診の受診歴がないか確認をお願いいたします。

5. 受診者費用（自己負担金）

- (1) 受診した医療機関の窓口において、次のとおり費用徴収または免除を行ってください。

【自己負担金の額】（貴医療機関の領収書を必ず発行してください。）

費用徴収者（50歳以上全員） 1,000円

※検診とあわせて診療や薬の処方を行い、自己負担金以外の金額を徴収するときは、必ず受診者への説明を行ってください。

※市では、6月から実施のがん検診が健康診査と同時に行われることを想定しています。健康診査の単価には、初診料・再診料相当分を含んでおりますので、6月から実施のがん検診を健康診査と同時に実施した場合、その他に保険診療を行っても、それに伴う初診料・再診料の医療保険上の算定はできませんので、ご注意ください。

なお、治療費の算定はできます。（６月から実施のがん検診が健康診査と同時に行われない場合は、この限りではありません。）

【免除になる方】

※年齢、非課税世帯、障がいによる免除はありませんのでご注意ください。

①生活保護受給者の方

市町村が発行する「生活保護受給証明書」で確認してください。

証明書を持参せずにやむを得ず、受診される場合は、藤沢市生活援護課（電話 ５０－３５７２）又は援護を受けている市町村に確認してください。

※他市の生活保護受給証明書を持参している場合は、検診票に写しを添付してください。

複数の検診を受診している場合、検診ごとに、それぞれ写しを添付してください。

②支援決定がされた中国残留邦人

市町村が発行する「本人確認書」で確認してください。

（２）費用免除制度は、さかのぼって申請することはできません。必ず受診日当日か、検診結果を取りに来る時に確認してください。

6. 検診内容

【一次検診（市の検診）】

問診・腫瘍マーカーP S A検査

【二・三次検診（保険診療）】

要精密検査者の二次検診医療機関の紹介については、原則、別冊の医療機関一覧の前立腺がん二次検診医療機関（泌尿器科専門医）に紹介してください。ただし、緊急性があると判断した場合は、三次検診医療機関（藤沢市民病院・藤沢湘南台病院・湘南中央病院）に紹介してください。

※精密検査医療機関への紹介に伴う情報提供料は、藤沢市医師会と次のとおり申し合わせています。

- ・指定された精密検査医療機関の場合、情報提供料（紹介料）は徴収しません。
- ・指定されていない精密検査医療機関や最初から大学病院などに紹介する場合、受診者の同意を得て、情報提供料（紹介料）を徴収してください。

⎧ 要精密検査者で、年度内に精密検査状況の把握が出来なかった方については、翌年
度に精密検査の追跡調査をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。 ⎫

7. 委託単価・支払い

支払い単価は、下記のとおりとし、振込元は藤沢市医師会になります。

自己負担金を徴収した方の分については、委託単価から自己負担金を差し引いた額をお支払いします。

- ・負担金徴収者 ２，１４６円（消費税込み）
- ・負担金免除者 ３，１４６円（消費税込み）

※二次・三次検診は、保険診療となります。

8. 検診票について

（１）検診票の１枚目は藤沢市提出用、２枚目は一次検診医療機関用、３枚目は受診者用、

4枚目は二次検診医療機関用（兼精検依頼用）の4枚複写になっています。

- (2) 藤沢市提出用（1枚目）は、完了報告書と一緒に健康づくり課に提出してください。
- (3) 一次検診医療機関用（2枚目）は、一次検診医療機関で保管してください。
- (4) 受診者用（3枚目）は、検診結果を必ず記入し、受診者に結果を説明のうえお渡しください。対面での結果説明を基本としますが、やむを得ない事情（受診者の健康状態等で後日来院できない場合）により、検診結果を郵送で行う場合で、要精密検査者には、精密検査の受診方法等わかりやすい案内も同封し、精密検査を受診するよう通知してください。
- (5) 二次精検依頼用（4枚目）は、二次精検を他医療機関に依頼する場合に使用してください。依頼状の一次検診実施医療機関名欄は必ず記入してから依頼してください。
二次精密検査医療機関から二次精密検査報告書が戻ってきた後に、一次検診医療機関で二次精密検査報告書の保存が不要な場合は、健康づくり課へ提出してください。
- (6) 検診票や市が作成している帳票がなくなった場合は、健康づくり課に請求してください。郵送の場合、医療機関に届くまで数日かかりますので、余裕を持って請求してください。

9. 検診票の記入及び実施内容について

- (1) 受診者番号は、受診券に記載されている9桁の「受診者番号」が正しく記載されているか確認してください。
※受診者番号は、初回発行時は9桁、再発行時は15桁で受診券に記載されています。
- (2) 検診票の右肩上の、「□徴収」又は「□免除」のいずれかにレ印を付けてください。
- (3) 受診者氏名、住所、その他問診事項等は黒または青のボールペン（消えるボールペンは不可）で、受診者の方に記入するようお願いください。
- (4) 健康診査と同時に行った場合は「同時実施」、単独で行った場合は「単独実施」、いずれかにレ印を付けてください。
- (5) 一次検診実施年月日は枠内に、必ず記入してください。
- (6) 医療機関番号欄には、藤沢市医師会が指定する番号のうち、下5桁の番号を記入してください。
- (7) 一番下には、医療機関名、所在地、医師名を記入してください。
- (8) 受診する方には、「前立腺がん検診の受診を考えている方へ」をお渡しください。
- (9) 要精密検査者には、「前立腺がん2・3次検査を受けられる方へ」と「前立腺がん検診連携パス」を渡し、精密検査の説明に活用してください。
「前立腺がん検診連携パス」は、精密検査を受けられる際に、持参するよう説明してください。

10. 報告の提出期日について

- (1) 件数の多少に関わらず、月まとめにし、次の書類を健康づくり課へ提出してください。
 - ①前立腺がん検診検診票（4枚のうち1枚目）
徴収者、免除者の順に綴ってください。
 - ②前立腺がん検診完了報告書
綴る必要はありません。
※報告書に記載する医療機関名、氏名は指定医療機関名として事前に提出されているものと合致させてください。

※書き誤りがあった場合は、新しい用紙に書き直すか二重線で消し、訂正してください。修正液等は使わないでください。

③受診券

検診票とは別にし、順不同で前立腺がんだけの受診券を輪ゴム等でまとめてください。(ホチキスではとめないでください)

(2) 提出期日は次のとおりです。

毎月月末までの実施分を、まとめて翌月20日(当日が土日祝日の場合は前開庁日)必着で、健康づくり課へ提出してください。

(3) 提出先は次のとおりです。

提出先

〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1

藤沢市健康づくり課(藤沢市保健所・南保健センター3階)

提出受付時間 8:30~17:00(土日祝日を除く)

(郵送で提出する場合は適切な方法(記録が確認できるなど)で発送してください。)

※ただし、各月の提出期日を過ぎた報告書等については、藤沢市医師会に提出してください。

2026年(令和8年)11月21日から11月27日までを帳票整理期間として、藤沢市医師会が健診実績に誤りや漏れ等がないかを取りまとめ、確認のうえ藤沢市に報告するものとします。

11. 資料等

P5・・・・・・前立腺がん検診完了報告書

P6・・・・・・前立腺がん検診完了報告書 記入例

P7・・・・・・前立腺がん検診検診票 記入例

P8・・・・・・PSA検診の流れ

P9・・・・・・がん検診 精密検査結果について

P10~11・・・・前立腺がん検診の受診を考えている方へ

P12・・・・・・前立腺がん2・3次検査を受けられる方へ

P13・・・・・・前立腺がん検診連携パス